

公益社団法人富山県医師会倫理審査委員会規約

平 26.6.24.制定

平 28.1.28.改定

(目 的)

第 1 条 この委員会は、富山県医師会会員および会員が代表をつとめる施設が行う医学研究実施計画およびその成果の公表、医療計画、その他第三者による審査を要する事項に関し、倫理的・科学的・社会的観点から審査を行う。

(構 成)

第 2 条 この委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、公益社団法人富山県医師会会長が委嘱する。

- 1) 富山県医師会理事（代表理事を除く） 4 名
 - 2) 法学など人文・社会科学分野の学識経験者 2 名
 - 3) 一般の立場を代表する者 1 名
 - 4) その他倫理審査委員会が必要と認めた者
- ② 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- ③ 倫理審査委員会に倫理審査委員長をおき、委員の互選とする。倫理審査委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(倫理審査委員会の議事等)

第 3 条 倫理審査委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席し、第 2 条第 1 項に掲げる委員のうち医学分野以外の学識経験者が 1 名以上出席しなければ、議事を開くことはできない。

- ② 申請課題にかかる審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。
- 1) 非該当
 - 2) 承認
 - 3) 条件付き承認
 - 4) 変更の勧告
 - 5) 不承認
- ③ 委員は、自己の申請課題にかかる審査に加わることはできない。

- ④ 倫理審査結果および判定は記録として保存し、原則公開とする。ただし、倫理審査委員会が特に必要と認めた場合には、申請者および個人の同意を得て審議経過および結論を非公開とすることができる。
- ⑤ 倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(倫理審査申請手続および判定の通知)

第4条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書等の必要書類を作成し、倫理審査委員会に提出しなければならない。

- ② 審査の申請があった場合、倫理審査委員長は倫理審査委員会を開催する。倫理審査委員長は審議終了後速やかに、申請者に判定結果を通知しなければならない。
- ③ 申請者は、審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書により、倫理審査委員長に再度の審議を申請することができる。

(事務局)

第5条 事務局は、公益社団法人富山県医師会におく。

(その他運営要綱)

第6条 この規約に定めるものの他、倫理審査委員会の運営に必要な事項は、別に定める。